

11. 自治区長連合会について

市内の自治区長、代表区長を会員として下妻市自治区長連合会が組織され、その運営は主に各支部の代表者である理事や役員により行われています。

自治組織の自主性を尊重し、自治組織の発展と会員相互の親睦をはかり、市民の生活の向上と福祉の増進に努めています。

①自治区長連合会正副会長

- ◇会 長 栗野 新也(騰波ノ江)
- ◇副 会 長 吉川 寛通(下妻)、 本橋 勇夫(上妻)、
笠島 昇治(高道祖)、 中久喜 一之(千代川)
- ◇会 員 単独代表区長 34名 自治区長 308名 計 342名

※副会長の並び順は、地区順となります。

②自治区長連合会の主な事業

- ◇永年勤続者表彰式並びに自治区長連合会総会
- ◇自治区長連合会全体研修
- ◇自治区長連合会会報発行
- ◇下妻市防災訓練参加
- ◇市長との対話集会

【年間を通じて実施するもの】

- 自主防災組織結成協力
- 民生委員との連携
- 自治区及び代表区の統合への取り組み
- 自治区への加入促進
- 防犯事業への取り組み

【下妻市自治区長連合会会則】

第一章 総則

(名称及び事務局)

第1条 本会は、下妻市自治区長連合会(以下「本会」という。)と称し、事務局を下妻市役所内(下妻市本城町三丁目13番地)に置く。

(組織及び会員)

第2条 本会は、下妻市自治区長及び代表区長(以下「会員」という。)をもって構成する。

(目的)

第3条 本会は、自治組織の自主性を尊重し、自治組織の発展と会員相互の親睦をはかり、市民の生活の向上と福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行なう。

- (1) 自治組織会員相互の連絡および情報交換に関すること。
- (2) 自治組織の育成と発展、及び共通する問題についての調査研究に関すること。
- (3) 自治組織相互の協力関係組織に関すること。
- (4) 下妻市、その他各種公共団体との連絡協力に関すること。
- (5) その他、本会の目的を達成するために必要と認めたこと。

(支部)

第5条 本会に、地域との連絡調整等の連携を図るため、下妻・大宝・騰波ノ江・上妻・総上・豊加美・高道祖・千代川にそれぞれ各支部及び支部長を置き、任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

第二章 理事及び役員等

(評議員)

第6条 本会に評議員を置く。評議員は各支部の代表区長とし、任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(理事)

第7条 本会に、次の定数による理事を置く。理事は各支部の評議員の中から選出し、任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

下妻支部	12名
大宝支部	4名
騰波ノ江支部	2名
上妻支部	6名
総上支部	2名
豊加美支部	2名
高道祖支部	2名
千代川支部	9名

(役員)

第8条 本会に、理事の中から次の役員を置き、任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

会長	1名
副会長	4名
幹事	6名
会計	2名
監事	3名

2 会長、副会長、幹事、会計および監事(以下「役員」という。)は、理事の中から、各支部より1名ずつ選出された委員により役員選考委員会で選出し、総会において決定する。

(役員職務)

第9条 役員の職務は、次のとおりとする。

- 2 会長はこの会を代表し、会議の議長となり、会務を総括する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 4 幹事は、本会の企画・立案及び事業の執行を行なう。
- 5 会計は、財務、出納その他の会計事務を行なう。
- 6 監事は、本会の会計を監査する。

(顧問)

第10条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は前会長とし、会長の推薦により総会の承認を得て、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長の諮問に応じ、または会議に出席して意見を述べるができる。

第三章 会議

(会議の種類)

第11条 本会の会議は、総会、理事会、役員会及び正副会長会議とする。

(総会)

第12条 総会は、本会の評議員をもって構成し、会長が招集する。

- 2 総会は、定期総会および臨時総会とする。
- 3 定期総会は毎年1回4月に開催し、臨時総会は会長が必要と認めるとき、または評議員の総数の3分の1以上の者から請求があるときに開催するものとする。
- 4 総会は、次に掲げる事項を審議する。
 - (1) 予算及び決算に関すること。
 - (2) 事業計画及び事業報告に関すること。
 - (3) 会則の改廃に関すること。
 - (4) 役員を選出に関すること。
 - (5) その他必要と認める事項。
- 5 会長が必要と認めるときは、総会を書面により開催できるものとする。

(理事会)

第13条 理事会は、本会の理事をもって構成し、次の事項を審議する。

- (1) 総会に提出する議案
- (2) その他必要と認める事項

(役員会)

第14条 役員会は、本会の役員をもって構成し、次の事項を審議する。

- (1) 会の運営を円滑に進めるために必要な事項
 - (2) その他必要と認める事項
- 2 支部長が会議に出席できないときは、各支部の理事1名を代理者として指名し、会議に出席させることができる。

(正副会長会議)

第15条 正副会長会議は、本会の会長および副会長をもって構成し、次の事項を審議する。

- (1) 会の運営を円滑に進めるための重要な事項
- (2) その他必要と認める事項

(会議の成立)

第16条 本会の会議は、構成員の3分の2以上の出席(委任状を含む)をもって成立し、議事は出席者の過半数で決する。ただし、可否同数のときは議長が決する。

第四章 補助

(支部への補助)

第17条 各支部の運営に必要な経費について、予算の範囲内で補助金を交付することができる。この

場合において、当該補助金の額は、次の式により算定するものとする。

$$50,000\text{円} + \text{各支部の世帯数} \times 40\text{円}$$

2 支部長は当該年度における各支部の事業報告書及び収支決算書を翌年度4月末日までに会長に提出しなければならない。

第五章 旅費

(旅費)

第18条 役員等が会務により市外に出張する場合は、「下妻市職員の旅費に関する条例」及び「下妻市職員の旅費に関する規則」に準ずる。

第六章 会計

(経費)

第19条 本会の経費は、次の各号をもって充てる。

(1) 会費(会員1人につき年額1,000円)

(2) 市補助金

(3) 寄付金・その他収入

(会計年度)

第20条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第七章 雑則

(弔慰金)

第21条 会員及び本会に特に関係のある者の逝去に対しては、弔意を表するものとし、本会に次の慶弔規定を置く。

(1) 会員死亡のとき 香料 5,000円

(2) その他会長が特に必要と認めるとき

(委任)

第22条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、役員会において定める。ただし、この場合においては次の総会において報告しなければならない。